

●国際委員会運営要綱

〔平成17年10月4日〕
日本学術会議第1回幹事会決定

(組織)

第1 国際委員会（以下「委員会」という。）は、会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）及び各部の3名（うち1名は役員とする。）の会員及び必要に応じて会員・連携会員から選ばれる3名以内の委員をもって組織する。

(分科会)

第2 委員会に、別表1のとおり分科会を、必要に応じて各分科会に別表2の通り小分科会を、別表3のとおり小委員会を置く。分科会、小分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会、小分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。

(庶務)

第3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。ただし、分科会、小分科会及び小委員会の庶務については、委員会において別に定める。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年10月27日日本学術会議第4回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日日本学術会議第7回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年4月10日日本学術会議第11回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年7月26日日本学術会議第21回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年11月22日日本学術会議第29回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日日本学術会議第33回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年6月21日日本学術会議第39回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年7月26日日本学術会議第40回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年1月24日日本学術会議第50回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。(ただし別表第2 第2回バイオ鉄学会総会小分科
会から第5回国際自律神経科学会議小分科会までの項の削除は平成20年4月1日から施
行する)

附 則 (平成20年3月6日日本学術会議第52回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年7月24日日本学術会議第60回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日日本学術会議第64回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。ただしPSA分科会の施行については日本学術会
議細則 (平成20年10月1日日本学術会議第154回総会決定) の決定の日とする。

附 則 (平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年11月27日日本学術会議第68回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。ただし別表2 第1回世界加速器会議小分科会から
第29回国際臨床神経生理学会小分科会までの項を加える決定は、平成21年7月1日か
ら施行する。

附 則 (平成21年12月24日日本学術会議第86回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日日本学術会議第99回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成22年12月9日日本学術会議第113回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日日本学術会議第117回幹事会決定)
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定）
この決定は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日日本学術会議第140回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年7月27日日本学術会議第155回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日日本学術会議第167回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年1月31日日本学術会議第187回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日日本学術会議第188回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年11月21日日本学術会議第205回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年2月27日日本学術会議第209回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年5月22日日本学術会議第213回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年10月1日日本学術会議第219回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年2月26日日本学術会議第225回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年7月29日日本学術会議第232回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年4月28日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

別表 1

分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
国際会議主催等検討分科会	日本で開催される国際会議の日本学術会議の主催についての審議及び開催に関すること並びに後援についての審議に関すること	副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）及び各部推薦の会員各2名並びに会員又は連携会員若干名	
アジア学術会議等分科会	1. アジア学術会議（SCA）の在り方等の検討及び活動の推進に関すること 2. AASSA（アジア科学アカデミー・科学協会連合）への対応に関すること	副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）及び各部推薦の会員各2名以内並びに会員又は連携会員若干名を合わせて10名以内	
日本・カナダ女性研究者交流分科会	日本・カナダ女性研究者交流事業の実施に関すること	副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）及び会員又は連携会員若干名	
Gサイエンス及びICSU等分科会	G8各国等の学術会議が行う共同提案等の活動に関すること及び国際科学会議（ICSU）等への対応に関すること	会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに会員又は連携会員若干名	
AASSREC・IFSSO・ISSC分科会	アジア社会科学研究協議会連盟（AASSREC）、国際社会科学団体連盟（IFSSO）及び国際社会科学評議会（ISSC）への対応に関すること	第一部国際協力的分科会の委員の構成と同じ。	第一部国際協力的分科会と兼ねる。

国際対応戦略立案分科会	加入国際学術団体の見直しと日本学術会議の国際対応戦略に関すること	副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに会員又は連携会員若干名	
IUBS分科会	国際生物科学連合（IUBS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会 IUBS分科会と兼ねる。
IUPAC分科会	国際純正・応用化学連合（IUPAC）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	化学委員会 IUPAC分科会と兼ねる。
IUBMB分科会	国際生化学・分子生物学連合（IUBMB）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会 IUBMB分科会と兼ねる。
PSA分科会	太平洋学術協会（PSA）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学委員会・食料科学委員会合同PSA分科会と兼ねる。
CODATA分科会	科学技術データ委員会（CODATA）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	情報学委員会国際サイエンスデータ分科会と兼ねる。
SCOR分科会	海洋研究科学委員会（SCOR）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会SCOR(海洋研究科学委員会)分科会と兼ねる。
CISH分科会	国際歴史学委員会（CISH）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会国際歴史学会議等分科会と兼ねる。
IEA分科会	国際経済学協会（IEA）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	経済学委員会IEA分科会と兼ねる。
IEHA分科会	国際経済史協会（IEHA）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	経済学委員会IEHA分科会と兼ねる。
IMU分科会	国際数学連合（IMU）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	数理科学委員会IMU分科会と兼ねる。

IUPAP分科会	国際純粋・応用物理学連合（IUPAP）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	物理学委員会・総合工学委員会合同IUPAP分科会と兼ねる。
IAU分科会	国際天文学連合（IAU）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	物理学委員会IAU分科会と兼ねる。
IUGS分科会	国際地質科学連合（IUGS）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会IUGS分科会と兼ねる。
IMA分科会	国際鉱物学連合（IMA）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会IMA(国際鉱物学連合)分科会と兼ねる。
INQUA分科会	国際第四紀学連合（INQUA）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会INQUA分科会と兼ねる。
IGU分科会	国際地理学連合（IGU）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会IGU分科会と兼ねる。
ICA分科会	国際地図学協会（ICA）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会IGU分科会と兼ねる。
IUGG分科会	国際測地学及び地球物理学連合（IUGG）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会IUGG分科会と兼ねる。
SCOSTEP分科会	太陽地球系物理学・科学委員会（SCOSTEP）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
IUHPST分科会	国際科学史・科学基礎論連合（IUHPST）への対応に関する事	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会IUHPST分科会と兼ねる。

IUCr分科会	国際結晶学連合(IUCr)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	化学委員会IUCr分科会と兼ねる。
IUPAB分科会	国際純粋・応用生物物理学連合(IUPAB)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同IUPAB分科会と兼ねる。
COSPAR分科会	宇宙空間研究委員会(COSPAR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 COSPAR(宇宙空間研究委員会)分科会と兼ねる。
SCAR分科会	南極研究科学委員会(SCAR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
URSI分科会	国際電波科学連合(URSI)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	電気電子工学委員会URSI分科会と兼ねる。
IASC分科会	国際北極科学委員会(IASC)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
WFEO分科会	世界工学団体連盟(WFEO)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同WFEO分科会と兼ねる。
ICO分科会	国際光学委員会(ICO)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会ICO分科会と兼ねる。
IFAC分科会	国際自動制御連盟(IFAC)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会・電気電子工学委員会合同IFAC分科会と兼ねる。

IUTAM分科会	国際理論応用力学連盟（IUTAM）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	機械工学委員会・土木工学・建築学委員会合同IUTAM分科会と兼ねる。
IUNS分科会	国際栄養科学連合（IUNS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学委員会・食料科学委員会合同IUNS分科会と兼ねる。
CIGR分科会	国際農業工学会（CIGR）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学委員会・食料科学委員会合同CIGR分科会と兼ねる。
IUMS分科会	国際微生物学連合（IUMS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会・農学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同IUMS分科会と兼ねる。
IUSS分科会	国際土壌科学連合（IUSS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学委員会・食料科学委員会合同IUSS分科会と兼ねる。
IUPS分科会	国際生理科学連合（IUPS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会IUPS分科会と兼ねる。
IUPHAR分科会	国際薬理学連合（IUPHAR）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会IUPHAR分科会と兼ねる。
ICLAS分科会	国際実験動物科学会議（ICLAS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会ICLAS分科会と兼ねる。

I G B P分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（I G B P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同I G B P・W C R P・D I V E R S I T A S合同分科会と兼ねる。
H D分科会	フューチャー・アースにおける地球環境変化の人的側面の研究計画（H D）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人的側面（H D）分科会と兼ねる。
I G C P分科会	地質科学国際研究計画（I G C P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会I U G S分科会と兼ねる。
I L P分科会	国際リソスフェア計画（I L P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会I U G S分科会と兼ねる。
S T P P分科会	太陽地球系物理学国際共同研究計画（S T P P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
W C R P分科会	気候変動国際共同研究計画（W C R P）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同I G B P・W C R P・D I V E R S I T A S合同分科会と兼ねる。
I R D R分科会	国際災害リスク研究（I R D R）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	土木工学・建築学委員会I R D R分科会と兼ねる。

<p>フューチャー・アースの国際的展開 対応分科会</p>	<p>フューチャー・アースの国際事務局、アジア地域事務局に関すること、フューチャー・アースの国際事務局対応コンソーシアムとの連携に関すること、フューチャー・アースに関連する国際会議への代表の派遣及び会議の運営支援に関すること</p>	<p>フューチャー・アースの推進に関する委員会設置要綱において定める。</p>	<p>フューチャー・アースの推進に関する委員会フューチャー・アースの国際的展開対応分科会と兼ねる。 設置期間：平成 27 年 2 月 27 日～平成 29 年 9 月 30 日</p>
-----------------------------------	--	---	--

別表2

小分科会	調査審議事項	構成	備考
ウブントゥ連合小分科会	ウブントゥ連合の活動の支援	アジア学術会議分科会委員1名並びに会員又は連携会員若干名	アジア学術会議分科会に置く。
ICSU対応小分科会	ICSUの組織運営への対応に関する事	会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに会員又は連携会員若干名	Gサイエンス及びICSU等分科会に置く。

別表 3

小委員会	調査審議事項	構成	備考